

伊勢市告示第 29 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 28 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣明野 27-13 号線	小俣町明野 973 番 2 地先		
	小俣町明野 973 番 7 地先		
小木 27-14 号線	小木町字曾祢 540 番 11 地先		
	小木町字曾祢 555 番 4 地先		
上地 27-15 号線	上地町字下中野 1829 番 9 地先		
	上地町字下中野 1829 番 15 地先		
小俣本町 27-16 号線	小俣町本町 370 番 2 地先		
	小俣町本町 370 番 8 地先		
楠部 27-17 号線	楠部町字黒木乙 414 番 10 地先		
	楠部町字黒木乙 413 番 2 地先		
高向 27-18 号線	御菌町高向字下千田 467 番 3 地先		
	御菌町高向字下千田 465 番 1 地先		

伊勢市告示第 30 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 28 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	小俣明野 27-13 号線	6.0 ~ 9.0	74
市 道	小木 27-14 号線	6.0 ~ 13.0	49
市 道	上地 27-15 号線	6.0 ~ 13.0	98
市 道	小俣本町 27-16 号線	6.0 ~ 14.0	65
市 道	楠部 27-17 号線	6.0 ~ 13.0	39
市 道	高向 27-18 号線	6.0 ~ 13.0	53

伊勢市告示第 31 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
小俣明野 27-13 号線	小俣町明野 973 番 2 地先 小俣町明野 973 番 7 地先	平成 28 年 3 月 23 日
小木 27-14 号線	小木町字曾祢 540 番 11 地先 小木町字曾祢 555 番 4 地先	平成 28 年 3 月 23 日
上地 27-15 号線	上地町字下中野 1829 番 9 地先 上地町字下中野 1829 番 15 地先	平成 28 年 3 月 23 日
小俣本町 27-16 号線	小俣町本町 370 番 2 地先 小俣町本町 370 番 8 地先	平成 28 年 3 月 23 日
楠部 27-17 号線	楠部町字黒木乙 414 番 10 地先 楠部町字黒木乙 413 番 2 地先	平成 28 年 3 月 23 日
高向 27-18 号線	御藪町高向字下千田 467 番 3 地先 御藪町高向字下千田 465 番 1 地先	平成 28 年 3 月 23 日

伊勢市告示第 32 号

平成 28 年 3 月 17 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 27 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成27年度 伊勢市一般会計補正予算（第6号）

平成27年度 伊勢市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,007,810千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、49,909,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の廃止及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 市税	1 市民税	16,470,000	130,000	16,600,000	
	2 固定資産税	7,320,180	8,000	7,328,180	
	3 軽自動車税	6,661,407	89,000	6,750,407	
	4 市たばこ税	284,000	2,000	286,000	
	6 入湯税	784,412	20,000	804,412	
	7 都市計画税	17,000	3,000	20,000	
	7 都市計画税	1,403,000	8,000	1,411,000	
5 株式等譲渡所得割交付金		29,000	121,000	150,000	
	1 株式等譲渡所得割交付金	29,000	121,000	150,000	
6 地方消費税交付金		2,000,000	200,000	2,200,000	
	1 地方消費税交付金	2,000,000	200,000	2,200,000	
8 自動車取得税交付金		50,001	18,000	68,001	
	1 自動車取得税交付金	50,001	18,000	68,001	
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		71,000	2,933	73,933	
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	71,000	2,933	73,933	
10 地方特例交付金		60,000	9,152	69,152	
	1 地方特例交付金	60,000	9,152	69,152	
11 地方交付税		10,000,000	411,000	10,411,000	
	1 地方交付税	10,000,000	411,000	10,411,000	
13 分担金及び負担金		1,062,861	△58,132	1,004,729	
	1 負担金	1,062,861	△58,132	1,004,729	
14 使用料及び手数料		373,266	11,561	384,827	
	1 使用料	314,227	11,857	326,084	
	2 手数料	59,039	△296	58,743	
15 国庫支出金		6,959,615	△456,029	6,503,586	
	1 国庫負担金	5,077,531	18,298	5,095,829	
	2 国庫補助金	1,844,767	△471,491	1,373,276	
	3 委託金	37,317	△2,836	34,481	

1 歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
16 県支出金		2,988,095	△87,683	2,880,412	
	1 県負担金	1,774,938	△2,799	1,772,139	
	2 県補助金	886,021	△68,410	817,611	
17 財産収入		307,136	△16,474	290,662	
	1 財産運用収入	111,223	11,968	123,191	
	2 財産売却収入	28,726	△4,405	24,321	
18 寄附金		82,497	16,373	98,870	
	1 寄附金	35,002	20,048	55,050	
19 繰入金		35,002	20,048	55,050	
	1 基金繰入金	2,209,709	△1,990,165	219,544	
20 繰越金		2,209,709	△1,990,165	219,544	
	1 繰越金	526,900	469,943	996,843	
21 諸収入		526,900	469,943	996,843	
	1 延滞金、加算金及び過料	885,289	135,494	1,020,783	
	3 貸付金元利収入	5,000	113,000	118,000	
	4 受託事業収入	10,065	△30	10,035	
	5 雑入	312	78	390	
22 市債		868,912	22,446	891,358	
	1 市債	7,645,100	△956,900	6,688,200	
歳入合計		7,645,100	△956,900	6,688,200	
歳入合計		51,917,062	△2,007,810	49,909,252	

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		391,393	△6,089	385,304
	1 議会費	391,393	△6,089	385,304
2 総務費		4,388,827	△62,565	4,326,262
	1 総務管理費	3,500,332	△33,276	3,467,056
	2 徴税費	452,464	△9,384	443,080
	3 戸籍住民基本台帳費	248,225	△37	248,188
	4 選挙費	79,642	△14,403	65,239
	5 統計調査費	76,674	△5,548	71,126
3 民生費	6 監査委員費	31,490	83	31,573
		17,833,423	△286,329	17,547,094
	1 社会福祉費	4,944,796	101,619	5,046,415
	2 老人福祉費	3,898,839	△107,580	3,791,259
	3 児童福祉費	6,561,234	△237,258	6,323,976
	4 生活保護費	2,342,864	△39,489	2,303,375
4 衛生費	5 人権政策費	73,414	△2,173	71,241
	6 国民年金事務費	12,276	△1,448	10,828
		4,721,488	61,465	4,782,953
	1 保健衛生費	2,937,221	149,831	3,087,052
	2 清掃費	1,784,267	△88,366	1,695,901
		62,564	△532	62,032
5 労働費	1 労働諸費	62,564	△532	62,032
		1,121,893	△254,329	867,564
	1 農業費	905,927	△259,241	646,686
6 農林水産業費	2 林業費	52,545	△226	52,319
	3 水産業費	163,421	5,138	168,559
		304,856	△41,262	263,594
7 商工費	1 商工費	304,856	△41,262	263,594
		614,620	△17,896	596,724
8 観光費	1 観光費	614,620	△17,896	596,724
		5,900,827	△464,610	5,436,217
9 土木費				

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 消防費	1 土木管理費	312,653	△4,636	308,017
	2 道路橋梁費	1,995,964	△253,175	1,742,789
	3 河川費	629,865	△16,313	613,552
	4 港湾海岸費	27,065	△2,641	24,424
	5 都市計画費	2,736,819	△167,894	2,568,925
	6 住宅費	198,461	△19,951	178,510
11 教育費		4,727,968	△183,281	4,544,687
	1 消防費	4,727,968	△183,281	4,544,687
		6,211,325	△680,729	5,530,596
	1 教育総務費	993,310	△22,934	970,376
	2 小学校費	1,214,858	△203,936	1,010,922
	3 中学校費	2,146,973	△401,203	1,745,770
12 災害復旧費	4 幼稚園費	143,079	△7,025	136,054
	5 社会教育費	602,041	△8,923	593,118
	6 保健体育費	1,111,064	△36,708	1,074,356
		84,935	△10,545	74,390
	2 公共土木施設災害復旧費	41,614	△10,545	31,069
		5,452,941	△61,108	5,391,833
13 公債費	1 公債費	5,452,941	△61,108	5,391,833
	歳出計	51,917,062	△2,007,810	49,909,252

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事業名	区分	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
10 消防費	1 消防費	消防緊急指令施設 更新事業	補正前	427,378	平成26年度	144,671
					平成27年度	282,707
			補正後	404,640	平成26年度	144,671
					平成27年度	259,969
		消防救急デジタル無線 活動波推進事業	補正前	206,157	平成26年度	69,754
					平成27年度	136,403
			補正後	195,303	平成26年度	69,754
					平成27年度	125,549
		消防本部庁舎新設事業	補正前	1,687,480	平成26年度	582,100
					平成27年度	1,105,380
			補正後	1,644,496	平成26年度	582,100
					平成27年度	1,062,396
		防災センター新設事業	補正前	713,271	平成26年度	248,144
					平成27年度	465,127
補正後	704,705		平成26年度	248,144		
			平成27年度	456,561		
避難所等整備事業	補正前	177,000	平成27年度	50,000		
			平成28年度	127,000		
	補正後	147,000	平成27年度	50,000		
			平成28年度	97,000		
11 教育費	3 中学校費	豊浜中学校・北浜中学校 統合校整備事業	補正前	115,146	平成26年度	65,801
					平成27年度	49,345
			補正後	109,873	平成26年度	65,801
					平成27年度	44,072
		宮川中学校・沼木中学校 統合校整備事業 (平成26年度継続費)	補正前	83,670	平成26年度	50,495
					平成27年度	33,175
			補正後	81,313	平成26年度	50,495
					平成27年度	30,818

款	項	事業名	区分	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
11 教育費	3 中学校費	宮川中学校・沼木中学校 統合校整備事業 (平成27年度継続費)	補正前	3,199,754	平成27年度	959,926
					平成28年度	2,239,828
			補正後	2,915,114	平成27年度	778,979
					平成28年度	2,136,135

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	67,300
	2 清掃費	ごみ減量・資源化事業一般経費	3,190
6 農林水産業費	1 農業費	県営かんがい排水事業負担金	68,527
		経営体育成基盤整備事業負担金	950
	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	31,900
8 観光費	1 観光費	外国人観光客受入強化事業	1,200
		観光情報発信事業	5,400
9 土木費	3 河川費	河川改良事業	62,810
	4 港湾海岸費	県営事業地元負担金	520
	5 都市計画費	景観形成推進事業	1,000
		県営事業地元負担金	3,737
		高向小俣線整備事業	33,260
10 消防費	1 消防費	避難所等整備事業	20,070

変 更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	補正前	278,902
			補正後	156,086
		道路新設改良事業	補正前	146,000
			補正後	145,169
	3 河川費	排水施設整備事業	補正前	135,100
			補正後	128,397
	5 都市計画費	街路施設改良事業	補正前	11,140
			補正後	14,179
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	補正前	29,000
			補正後	25,474

第 4 表 債務負担行為補正

廃止

事項	期 間	限度額 (千円)
住民情報システム更新経費	自 平成27年度 至 平成29年度	316,000
空家実態調査及び空家等対策 計画策定業務委託	自 平成28年度 至 平成28年度	7,057
要緊急安全大規模建築物 耐震改修補助金	自 平成27年度 至 平成28年度	118,709

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
本庁舎本館等改修設計業務委託	自 平成28年度 至 平成28年度	32,747	自 平成28年度 至 平成28年度	23,598
中学校給食施設運営委託 (平成27年度債務負担行為)	自 平成28年度 至 平成29年度	46,000	自 平成28年度 至 平成29年度	44,151

第 5 表 地 方 債 補 正

廃 止

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)
土 地 改 良 事 業 債	34,400
漁 港 整 備 事 業 債	13,500
河 川 等 整 備 事 業 債	137,600
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	33,100

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	5,193,800	4,211,800
水 道 事 業 出 資 債	102,600	95,400
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	216,600	191,700
臨 時 財 政 対 策 債	1,900,000	2,180,000
災 害 復 旧 事 業 債	13,500	9,300

平成27年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成27年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、10,648千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,661,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款		項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料			3,019,052	△499,935	2,519,117
	1 国民健康保険料		3,019,052	△499,935	2,519,117
2 国民健康保険税			950	△377	573
	1 国民健康保険税		950	△377	573
3 国庫支出金			2,964,745	75,700	3,040,445
	1 国庫負担金		2,265,912	35,801	2,301,713
	2 国庫補助金		698,833	39,899	738,732
4 療養給付費等交付金			378,654	△5,885	372,769
	1 療養給付費等交付金		378,654	△5,885	372,769
6 県支出金			711,081	16,375	727,456
	1 県負担金		102,669	8,773	111,442
	2 県補助金		608,412	7,602	616,014
7 共同事業交付金			3,442,900	△111,783	3,331,117
	1 共同事業交付金		3,442,900	△111,783	3,331,117
8 財産収入			400	250	650
	1 財産運用収入		400	250	650
9 繰入金			1,343,079	135,953	1,479,032
	1 他会計繰入金		743,079	135,953	879,032
10 繰越金			23,799	376,656	400,455
	1 繰越金		23,799	376,656	400,455
11 諸収入			20,191	23,694	43,885
	1 延滞金、加算金及び過料		4,560	10,000	14,560
	3 雑入		15,621	13,694	29,315
歳入		合計	15,650,672	10,648	15,661,320

(単位：千円)

2 歳出

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総務費			184,760	△10,282	174,478
	1 総務管理費		156,183	△10,475	145,708
	2 賦課徴収費		27,549	193	27,742
2 保険給付費			9,155,245	146,000	9,301,245
	1 療養諸費		8,088,616	110,000	8,198,616
	2 高額療養費		993,800	36,000	1,029,800
	3 移送費		349	0	349
3 後期高齢者支援金等			1,740,413	0	1,740,413
	1 後期高齢者支援金等		1,740,413	0	1,740,413
4 前期高齢者納付金等			1,181	0	1,181
	1 前期高齢者納付金等		1,181	0	1,181
6 介護納付金			684,306	0	684,306
	1 介護納付金		684,306	0	684,306
7 共同事業拠出金			3,544,774	△115,757	3,429,017
	1 共同事業拠出金		3,544,774	△115,757	3,429,017
8 保健事業費			198,961	△2,983	195,978
	1 特定健康診査等事業費		177,516	21	177,537
	2 保健事業費		21,445	△3,004	18,441
10 諸支出金			95,054	△1,545	93,509
	1 償還金及び還付加算金		94,654	△1,795	92,859
	2 基金積立金		400	250	650
11 予備費			45,596	△4,785	40,811
	1 予備費		45,596	△4,785	40,811
歳出		合計	15,650,672	10,648	15,661,320

(単位：千円)

平成27年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成27年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、54,776千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,828,497千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,149,059	△43,307	1,105,752
	1 後期高齢者医療保険料	1,149,059	△43,307	1,105,752
2 繰入金		1,622,230	534	1,622,764
	1 一般会計繰入金	1,622,230	534	1,622,764
3 繰越金		10	44,467	44,477
	1 繰越金	10	44,467	44,477
4 諸収入		2,422	53,082	55,504
	1 延滞金、加算金及び過料	1	380	381
	2 雑入	2,421	52,702	55,123
歳入	合計	2,773,721	54,776	2,828,497

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		52,716	△1,491	51,225
	1 総務管理費	47,274	△342	46,932
2 徴収費		5,442	△1,149	4,293
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,717,680	1,902	2,719,582
4 諸支出金		2,320	54,365	56,685
	1 償還金及び選付加算金	2,320	54,365	56,685
歳出	合計	2,773,721	54,776	2,828,497

平成27年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成27年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、507,512千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,438,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 保険料		2,551,626	43,161	2,594,787	
	1 介護保険料	2,551,626	43,161	2,594,787	
2 国庫支出金		3,140,978	△338,226	2,802,752	
	1 国庫負担金	2,451,256	△293,056	2,158,200	
3 支払基金交付金	2 国庫補助金	689,722	△45,170	644,552	
		3,435,174	△225,039	3,210,135	
4 県支出金	1 支払基金交付金	3,435,174	△225,039	3,210,135	
		1,570,488	72,820	1,643,308	
5 財産収入	1 県負担金	1,532,035	85,503	1,617,538	
	2 県補助金	38,453	△12,683	25,770	
6 繰入金		500	△190	310	
	1 財産運用収入	500	△190	310	
7 繰越金		2,050,011	△247,629	1,802,382	
	1 一般会計繰入金	1,882,508	△80,126	1,802,382	
8 諸収入	2 基金繰入金	167,503	△167,503	0	
	1 繰越金	197,546	183,216	380,762	
歳入		197,546	183,216	380,762	
		5	4,375	4,380	
歳入	1 延滞金、加算金及び過料	1	611	612	
	2 預金利子	1	48	49	
	3 雑入	3	3,716	3,719	
歳入	合計	12,946,328	△507,512	12,438,816	

2 歳出		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費		288,722	△15,128	273,594	
	1 総務管理費	137,036	△4,230	132,816	
	3 介護認定諸費	136,431	△10,908	125,523	
2 保険給付費		12,256,280	△496,070	11,760,210	
	1 介護サービス等諸費	12,256,280	△496,070	11,760,210	
3 地域支援事業費		192,603	△15,982	176,621	
	1 地域支援事業費	192,603	△15,982	176,621	
4 基金積立金		500	19,668	20,168	
	1 基金積立金	500	19,668	20,168	
歳出	合計	12,946,328	△507,512	12,438,816	

平成 27 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第 1 号)

平成 27 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、8, 109 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14, 046 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		5,102	7,495	12,597
	1 事業収入	5,102	7,495	12,597
4 繰越金		100	614	714
	1 繰越金	100	614	714
歳入	合計	5,937	8,109	14,046

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,550	8,109	10,659
	1 総務管理費	2,550	8,109	10,659
歳出	合計	5,937	8,109	14,046

平成27年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

平成27年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、26,031千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、718,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		461,826	18,174	480,000
	1 事業収入	461,826	18,174	480,000
2 繰越金		140,229	7,749	147,978
	1 繰越金	140,229	7,749	147,978
4 諸収入		90,000	108	90,108
	1 雑入	90,000	108	90,108
歳入	合計	692,086	26,031	718,117

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 観光交通対策事業費		692,061	26,031	718,092
	1 管理費	692,061	26,031	718,092
歳出	合計	692,086	26,031	718,117

平成 27 年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、613,980 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、566,510 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		76,264	3,448	79,712
	1 財産運用収入	1,438	3,448	4,886
2 繰入金		1,104,224	△617,680	486,544
	1 基金繰入金	1,104,224	△617,680	486,544
3 繰越金		1	252	253
	1 繰越金	1	252	253
歳入	合計	1,180,490	△613,980	566,510

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得事業費		1,180,490	△613,980	566,510
	1 管理費	76,264	△950	75,314
歳出	2 事業費	1,104,226	△613,030	491,196
	合計	1,180,490	△613,980	566,510

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
1 用地取得事業費	2 事業費	公共用地・代替地取得事業	101,000

平成27年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成27年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	75,762人	△ 6,923人	68,839人
	外来	120,285人	5,626人	125,911人
	健診・ドック	13,236人	257人	13,493人
(3) 1日平均患者数	入院	207人	△ 19人	188人
	外来	495人	23人	518人
	健診・ドック	45人	1人	46人
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 新病院建設事業		235,390千円	△ 29,620千円	205,770千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	6,176,900	211,990	6,388,890
	第1項 医療収益	4,949,287	△ 5,694	4,943,593
	第2項 健診収益	285,009	9,293	294,302
	第3項 医療外収益	942,504	208,391	1,150,895

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	6,148,117	52,733	6,200,850
	第1項 医療費用	5,894,351	59,295	5,953,646
	第2項 健診費用	162,807	△ 2,702	160,105
	第3項 医療外費用	89,859	△ 3,860	85,999

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 250,702 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 250,702 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	430,917	△ 44,405	386,512
第1項	負担金	91,817	10,040	101,857
第2項	企業債	231,700	△ 84,000	147,700
第3項	寄附金	3,000	△ 624	2,376
第4項	出資金	43,800	△ 13,300	30,500
第5項	基金繰入金	60,600	10,040	70,640
第6項	他会計補助金	0	23,829	23,829
第7項	国庫補助金	0	6,970	6,970
第8項	投資償還金	0	2,640	2,640

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	702,197	△ 64,983	637,214
第1項	建設改良費	429,212	△ 78,657	350,555
第4項	基金積立金	63,600	13,674	77,274

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる期間及び限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
新市立伊勢総合病院建設地造成工事	平成28年度	445,000	平成28年度	400,000

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	既決限度額	補正限度額	計
医療器械整備事業	100,000	△ 44,000	56,000
新病院建設事業	131,700	△ 40,000	91,700

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	3,798,126	△ 59,441	3,738,685

(他会計からの補助金)

第8条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(2)	経営改善のための補助金	285,610	200,000	485,610
(3)	仮設職員駐車場整備工事費補助金	0	23,829	23,829

(たな卸資産購入限度額)

第9条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	たな卸資産購入限度額	1,052,400	187,888	1,240,288

平成27年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成27年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	55,766 戸	198 戸	55,964 戸
(2) 総 給 水 量	16,753 千m ³	△279 千m ³	16,474 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	45,900 m ³	△766 m ³	45,134 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 原水施設更新事業	82,901 千円	△1,900 千円	81,001 千円
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,284,894 千円	378 千円	1,285,272 千円
ウ 老朽管更新事業	292,149 千円	99 千円	292,248 千円
エ 簡易水道施設新設・更新事業	105,000 千円	△89,800 千円	15,200 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業収益	2,886,009	10,360	2,896,369	
第1項 営業収益	2,610,833	△7,916	2,602,917	
第2項 営業外収益	272,975	18,288	291,263	
第3項 簡易水道収益	2,201	△12	2,189	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,552,402	△98,244	2,454,158	
第1項 営業費用	2,369,557	△96,566	2,272,991	
第2項 営業外費用	162,133	△1,657	160,476	
第3項 簡易水道費用	6,505	△21	6,484	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,661,907千円」を「1,628,334千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	505,665	△94,335	411,330
第1項	企業債	247,000	△94,000	153,000
第2項	負担金	156,065	5,001	161,066
第3項	出資金	102,600	△7,200	95,400
第4項	固定資産売却代金	0	1,864	1,864

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,167,572	△127,908	2,039,664
第1項	建設改良費	1,850,852	△127,908	1,722,944

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
簡易水道事業	100,000	6,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	325,431	1,812	327,243

平成27年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成27年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	21,076 戸	△174 戸	20,902 戸
(2) 総排水量	6,092 千m ³	△98 千m ³	5,994 千m ³
(3) 一日平均排水量	16,691 m ³	△268 m ³	16,423 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,158,871 千円	125,345 千円	2,284,216 千円
ウ 雨水管渠更新事業	68,326 千円	49 千円	68,375 千円
エ ポンプ場築造事業	360,678 千円	△46,462 千円	314,216 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収 入				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業収益	3,503,716	78,061	3,581,777	
第1項 営業収益	1,223,259	7,033	1,230,292	
第2項 営業外収益	2,280,457	71,028	2,351,485	

（単位 千円）

支 出				
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 下水道事業費用	3,315,823	29,736	3,345,559	
第1項 営業費用	2,691,054	51,565	2,742,619	
第2項 営業外費用	621,769	△21,829	599,940	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,244,723千円」を「1,215,343千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	2,961,739	103,898	3,065,637
第1項	企業債	1,489,300	59,000	1,548,300
第2項	負担金	388,939	12,465	401,404
第3項	国庫補助金	1,033,500	32,433	1,065,933

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	4,206,462	74,518	4,280,980
第1項	建設改良費	3,066,529	74,518	3,141,047

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	1,364,300	1,423,300

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	284,983	1,651	286,634

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から補助を受ける金額	574,500	540,023	△34,477

平成27年度 伊勢市一般会計補正予算（第7号）

平成27年度 伊勢市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、807,269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、50,716,521千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		10,411,000	54,881	10,465,881
	1 地方交付税	10,411,000	54,881	10,465,881
15 国庫支出金		6,503,586	429,088	6,932,674
	2 国庫補助金	1,373,276	429,088	1,802,364
22 市債		6,688,200	323,300	7,011,500
	1 市債	6,688,200	323,300	7,011,500
歳入	合計	49,909,252	807,269	50,716,521

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,326,262	231,271	4,557,533
	1 総務管理費	3,467,056	209,383	3,676,439
	3 戸籍住民基本台帳費	248,188	21,888	270,076
6 農林水産業費		867,564	68,698	936,262
	1 農業費	646,686	68,698	715,384
9 土木費		5,436,217	7,800	5,444,017
	2 道路橋梁費	1,742,789	0	1,742,789
	4 港湾海岸費	24,424	7,800	32,224
10 消防費		4,544,687	499,500	5,044,187
	1 消防費	4,544,687	499,500	5,044,187
歳出	合計	49,909,252	807,269	50,716,521

第 2 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	ITセキュリティ強靱化対策事業	100,133
		出会い・結婚支援事業	3,250
	3 戸籍住民基本台帳費	地方創生加速化交付金事業	106,000
6 農林水産業費	1 農業費	排水機等補修事業	6,500
10 消防費	1 消防費	消防本部庁舎新設事業	6,254

変更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
6 農林水産業費	1 農業費	県営かんがい排水事業負担金	補正前	68,527
			補正後	128,527
		経営体育成基盤整備事業負担金	補正前	950
			補正後	9,648
9 土木費	4 港湾海岸費	県営事業地元負担金	補正前	520
			補正後	8,320
10 消防費	1 消防費	避難所等整備事業	補正前	20,070
			補正後	519,570

第 3 表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
市町村合併特例事業債	4,211,800	4,535,100

伊勢市告示第 33 号

平成 28 年 3 月 17 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 28 年度当初
予算の要領は、次のとおりです。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成28年度 伊勢市一般会計予算

平成28年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,115,731千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

款	項	金額
1	市税	16,510,000
	1 市民税	7,354,000
	2 固定資産税	6,628,953
	3 軽自動車税	313,000
	4 市たばこ税	801,047
	5 入湯税	21,000
	6 都市計画税	1,392,000
2	地方譲与税	320,001
	1 地方揮発油譲与税	90,000
	2 自動車重量譲与税	230,000
	3 地方道路譲与税	1
3	利子割交付金	25,000
	1 利子割交付金	25,000
4	配当割交付金	150,000
	1 配当割交付金	150,000
5	株式等譲渡所得割交付金	160,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	160,000
6	地方消費税交付金	2,250,000
	1 地方消費税交付金	2,250,000
7	ゴルフ場利用税交付金	13,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	13,000
8	自動車取得税交付金	60,000
	1 自動車取得税交付金	60,000
9	国有提供施設等所在市町村助成交付金	73,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	73,000
10	地方特例交付金	60,000
	1 地方特例交付金	60,000
11	地方交付税	9,910,000
	1 地方交付税	9,910,000
12	交通安全対策特別交付金	19,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 交通安全対策特別交付金	19,000
13	分担金及び負担金	996,765
	1 負担金	996,765
14	使用料及び手数料	380,285
	1 使用料	321,465
	2 手数料	58,820
15	国庫支出金	6,793,248
	1 国庫負担金	5,376,524
	2 国庫補助金	1,377,765
	3 委託金	38,959
16	県支出金	2,958,249
	1 県負担金	1,790,289
	2 県補助金	884,504
	3 委託金	283,456
17	財産収入	80,056
	1 財産運用収入	59,838
	2 財産売却収入	20,218
18	寄附金	50,002
	1 寄附金	50,002
19	繰入金	2,421,427
	1 基金繰入金	2,421,427
20	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
21	諸収入	666,198
	1 延滞金、加算金及び過料	50,000
	2 市預金利子	1,000
	3 貸付金元利収入	21,127
	4 受託事業収入	327
	5 雑入	583,744
22	市債	6,179,500
	1 市債	6,179,500
	歳入合計	50,115,731

(単位：千円)

款	項	金額	
1 議会費	1 議会費	358,190	
	2 総務費	1 総務管理費	358,190
		2 徴税費	4,328,907
		3 戸籍住民基本台帳費	3,415,884
		4 選挙費	533,113
		5 統計調査費	216,310
6 監査委員費		109,987	
3 民生費	1 社会福祉費	22,416	
	2 老人福祉費	31,197	
	3 児童福祉費	18,189,610	
	4 生活保護費	5,167,122	
	5 人権政策費	3,962,583	
	6 国民年金事務費	6,670,421	
4 衛生費	1 保健衛生費	2,295,645	
	2 清掃費	77,006	
	3 労働費	16,833	
	4 労働諸費	4,893,288	
	5 労働費	3,073,570	
	6 労働費	1,819,718	
5 労働費	1 労働諸費	65,354	
	2 労働費	65,354	
	3 労働費	1,026,109	
6 農林水産業費	1 農業費	919,054	
	2 林業費	38,841	
	3 水産業費	68,214	
7 商工費	1 商工費	426,283	
	2 商工費	426,283	
8 観光費	1 観光費	570,879	
	2 観光費	570,879	
9 土木費	1 土木管理費	5,660,508	
	2 土木管理費	466,683	

(単位：千円)

款	項	金額
10 消防費	2 道路橋梁費	1,691,191
	3 河川費	397,764
	4 港湾海岸費	28,016
	5 都市計画費	2,832,038
	6 住宅費	244,816
	1 消防費	2,481,303
11 教育費	1 教育総務費	2,481,303
	2 小学校費	6,582,962
	3 中学校費	1,062,367
	4 幼稚園費	536,817
	5 社会教育費	3,077,929
	6 保健体育費	142,923
12 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	718,175
	2 公共土木施設災害復旧費	1,044,751
	3 文教施設災害復旧費	36
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	9
13 公債費	1 公債費	15
	2 公債費	9
	3 公債費	3
	4 公債費	3
14 諸支出金	1 公債費	5,482,300
	2 公債費	5,482,300
15 予備費	1 普通財産取得費	2
	2 予備費	2
16 予備費	1 予備費	50,000
	2 予備費	50,000
歳出合計		50,115,731

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額(千円)	年 度	年割額(千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	380,000	平成 28 年度	285,000
				平成 29 年度	95,000
	5 都市計画費	高向小俣線整備事業	259,987	平成 28 年度	14,931
				平成 29 年度	245,056

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
電子入札システム運用経費	自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日	9,800 千円
市税等各種帳票及び資料情報等作成業務委託 (平成28年度債務負担行為)	自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日	51,350 千円
住民情報システムサーバ機器等更新経費	自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日	183,000 千円
社会保障・税番号制度対応経費	自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日	4,200 千円
本庁舎改修引越等経費	自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日	16,005 千円

事 項	期 間	限 度 額
戸籍システム更新業務委託	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日	83,900千円
コンビニ交付システム 構 築 業 務 委 託	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日	42,422千円
いせファミリー・サポート・ センター事業運営委託 (平成28年度債務負担行為)	自 平成28年 4月 1日 至 平成32年 3月31日	28,200千円
連携リハビリテーション 医 学 講 座 設 置 事 業	自 平成29年 4月 1日 至 平成31年 3月31日	48,000千円
工場等立地促進奨励金 (平成28年度債務負担行為)	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日	21,725千円
観光客実態調査業務委託 (平成28年度債務負担行為)	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日	5,456千円
立地適正化計画策定業務委託	自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日	3,500千円
業務継続管理推進支援 業 務 委 託	自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日	5,000千円
フットボールヴィレッジ 整 備 事 業	自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日	91,129千円

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	4,160,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金につ いてはその融通条 件により、銀行そ 他の場合にはその 債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
水 道 事 業 出 資 債	52,800			
土 地 改 良 事 業 債	23,700			
河 川 等 整 備 事 業 債	45,900			
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	26,800			
臨 時 財 政 対 策 債	1,870,000			

平成28年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成28年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,671,965千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	2,768,006	2,768,006
	2 国民健康保険税	447	447
3 国庫支出金	1 国民健康保険税	3,133,711	3,133,711
	2 国庫補助金	2,376,273	2,376,273
4 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	757,438	757,438
	2 国庫補助金	294,258	294,258
5 前期高齢者交付金	1 療養給付費等交付金	294,258	294,258
	2 国庫補助金	3,724,203	3,724,203
6 県支出金	1 前期高齢者交付金	3,724,203	3,724,203
	2 国庫補助金	750,383	750,383
7 共同事業交付金	1 県負担金	114,166	114,166
	2 県補助金	636,217	636,217
8 財産収入	1 共同事業交付金	3,510,423	3,510,423
	2 国庫補助金	368	368
9 繰入金	1 財産運用収入	368	368
	2 基金繰入金	1,469,974	1,469,974
10 繰越金	1 他会計繰入金	869,974	869,974
	2 基金繰入金	600,000	600,000
11 諸収入	1 繰越金	1	1
	2 繰越金	1	1
	3 雑収入	20,191	20,191
		4,560	4,560
		10	10
		15,621	15,621
歳入	合計	15,671,965	15,671,965

2 歳出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 総務費	1 総務管理費	193,201	193,201
	2 賦課徴収費	165,082	165,082
	3 運営協議会費	27,178	27,178
	4 趣旨普及費	406	406
2 保険給付費	1 療養諸費	535	535
	2 高額療養費	9,277,466	9,277,466
	3 移送費	8,163,618	8,163,618
	4 出産育児諸費	1,051,100	1,051,100
	5 葬祭諸費	348	348
3 後期高齢者支学金等	1 出産育児諸費	50,400	50,400
	2 葬祭諸費	12,000	12,000
	3 後期高齢者支学金等	1,668,407	1,668,407
	4 前期高齢者納付金等	1,668,407	1,668,407
	5 老人保健拠出金	837	837
4 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	837	837
	2 老人保健拠出金	58	58
	3 後期高齢者支学金等	58	58
	4 前期高齢者納付金等	837	837
	5 老人保健拠出金	58	58
5 老人保健拠出金	1 老人保健拠出金	58	58
	2 老人保健拠出金	58	58
	3 後期高齢者支学金等	669,970	669,970
	4 前期高齢者納付金等	669,970	669,970
	5 老人保健拠出金	58	58
6 介護納付金	1 介護納付金	669,970	669,970
	2 老人保健拠出金	58	58
	3 後期高齢者支学金等	1,668,407	1,668,407
	4 前期高齢者納付金等	1,668,407	1,668,407
	5 老人保健拠出金	837	837
7 共同事業拠出金	1 介護納付金	669,970	669,970
	2 老人保健拠出金	58	58
	3 後期高齢者支学金等	1,668,407	1,668,407
	4 前期高齢者納付金等	1,668,407	1,668,407
	5 老人保健拠出金	837	837
8 保健事業費	1 介護納付金	669,970	669,970
	2 老人保健拠出金	58	58
	3 後期高齢者支学金等	1,668,407	1,668,407
	4 前期高齢者納付金等	1,668,407	1,668,407
	5 老人保健拠出金	837	837
9 公債費	1 介護納付金	669,970	669,970
	2 老人保健拠出金	58	58
	3 後期高齢者支学金等	1,668,407	1,668,407
	4 前期高齢者納付金等	1,668,407	1,668,407
	5 老人保健拠出金	837	837
10 諸支出金	1 介護納付金	669,970	669,970
	2 老人保健拠出金	58	58
	3 後期高齢者支学金等	1,668,407	1,668,407
	4 前期高齢者納付金等	1,668,407	1,668,407
	5 老人保健拠出金	837	837
11 予備費	1 介護納付金	669,970	669,970
	2 老人保健拠出金	58	58
	3 後期高齢者支学金等	1,668,407	1,668,407
	4 前期高齢者納付金等	1,668,407	1,668,407
	5 老人保健拠出金	837	837
歳出	合計	15,671,965	15,671,965

平成28年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 884, 987千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200, 000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,200,086
	1 後期高齢者医療保険料	1,200,086
2 繰入金		1,682,580
	1 一般会計繰入金	1,682,580
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,311
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,310
歳入 合計		2,884,987

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		54,934
	1 総務管理費	49,521
	2 徴収費	5,413
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,826,728
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,826,728
3 公債費		5
	1 公債費	5
4 諸支出金		2,320
	1 償還金及び還付加算金	2,320
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出 合計		2,884,987

平成28年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成28年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,838,988千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 保険料			2,610,518
	1 介護保険料		2,610,518
2 国庫支出金			3,162,713
	1 国庫負担金		2,469,308
	2 国庫補助金		693,405
3 支払基金交付金			3,459,899
	1 支払基金交付金		3,459,899
4 県支出金			1,581,356
	1 県負担金		1,543,317
	2 県補助金		38,039
5 財産収入			500
	1 財産運用収入		500
6 繰入金			2,023,996
	1 一般会計繰入金		1,892,655
	2 基金繰入金		131,341
7 繰越金			1
	1 繰越金		1
8 諸収入			5
	1 延滞金、加算金及び過料		1
	2 預金利子		1
	3 雑入		3
歳入	合計		12,838,988

2 歳出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 総務費			286,789
	1 総務管理費		139,770
	2 徴収費		15,332
2 保険給付費			131,687
	3 介護認定諸費		12,346,541
3 地域支援事業費			12,346,541
	1 介護サービス等諸費		200,057
4 基金積立金			200,057
	1 地域支援事業費		500
5 公債費			500
	1 基金積立金		400
6 諸支出金			400
	1 公債費		400
7 予備費			3,701
	1 償還金及び選付加算金		3,701
			1,000
	1 予備費		1,000
歳出	合計		12,838,988

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第 8 次 老 人 福 祉 計 画 ・ 第 7 期 介 護 保 険 事 業 計 画 策 定 業 務 委 託	自 平 成 2 9 年 4 月 1 日 至 平 成 3 0 年 3 月 3 1 日	4, 2 6 6 千 円
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 事 業 (平成28年度債務負担行為)	自 平 成 2 9 年 4 月 1 日 至 平 成 3 2 年 3 月 3 1 日	2 6 4, 0 0 0 千 円

平成28年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成28年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,954千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 事業収入			5,113
	1 事業収入		5,113
2 県支出金			716
	1 県補助金		716
3 財産収入			25
	1 財産運用収入		25
4 繰越金			100
	1 繰越金		100
歳入	合計		5,954

2 歳出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 総務費			2,567
	1 総務管理費		2,567
2 公債費			3,387
	1 公債費		3,387
歳出	合計		5,954

平成28年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

平成28年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ503,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 事業収入			469,000
	1 事業収入		469,000
2 繰越金			34,000
	1 繰越金		34,000
3 財産収入			111
	1 財産運用収入		111
4 諸収入			10
	1 雑入		10
歳入		合計	503,121

2 歳出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 観光交通対策事業費			503,096
	1 管理費		503,096
2 公債費			25
	1 公債費		25
歳出		合計	503,121

平成28年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成28年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,521,847千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 財産収入			386,801
	1 財産運用収入		5,498
2 繰入金	2 財産売却収入		381,303
	1 基金繰入金		1,135,044
3 繰越金			1,135,044
	1 繰越金		1
4 諸収入			1
	1 雑入		1
歳入	合計		1,521,847

2 歳出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 用地取得事業費			1,521,847
	1 管理費		382,407
	2 事業費		1,139,440
歳出	合計		1,521,847

平成28年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	322 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 74,095 人
	外 来 126,360 人
	健診・ドック 13,531 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 203 人
	外 来 520 人
	健診・ドック 46 人
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 新病院建設事業	1,050,220 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	6,582,402
第1項 医 業 収 益	5,346,216
第2項 健 診 収 益	295,894
第3項 医 業 外 収 益	940,192
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	6,591,764
第1項 医 業 費 用	6,243,185
第2項 健 診 費 用	166,897
第3項 医 業 外 費 用	180,582
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 212,647 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 212,647 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資本的収入	1,321,144
第1項 負担金	128,824
第2項 企業債	870,300
第3項 寄附金	3,000
第4項 出資金	256,700
第5項 基金繰入金	60,280
第6項 投資償還金	2,040

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資本的支出	1,533,791
第1項 建設改良費	1,236,052
第2項 企業債償還金	174,179
第3項 投資	60,280
第4項 基金積立金	63,280

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新市立伊勢総合病院建設工事	自平成29年度 至平成30年度	10,830,000
新市立伊勢総合病院建設工事 監理業務委託	自平成29年度 至平成30年度	48,800

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	100,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
新病院建設事業	770,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職 員 給 与 費			3,856,331
(2)	交 際 費			2,000

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。 (単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			4,315
(2)	経営改善のための補助金			350,000

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は 1,416,098 千円と定める。

平成28年度 伊勢市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	55,964 戸
(2) 総 給 水 量	16,154 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	44,256 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 原水施設更新事業	25,540
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,286,833
ウ 老朽管更新事業	405,872
エ 加圧施設新設・更新事業	21,060
オ 簡易水道施設新設・更新事業	89,750

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業収益	2,812,243
第1項 営業収益	2,540,568
第2項 営業外収益	269,398
第3項 簡易水道収益	2,277

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 水道事業費用	2,439,757
第1項 営業費用	2,269,999
第2項 営業外費用	153,055
第3項 簡易水道費用	6,703
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,666,549千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)
(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	518,583
第1項 企 業 債	251,800
第2項 負 担 金	213,983
第3項 出 資 金	52,800

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	2,185,132
第1項 建 設 改 良 費	1,863,741
第2項 償 還 金	321,391

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	176,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、そ の融通条件により、 銀行その他の場合 には、その債権者 との協定によるもの とする。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。
簡易水道事業	75,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	302,013

(他会計からの補助金)

第9条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、27,540千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

平成28年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	21,994 戸
(2) 総 排 水 量	6,272 千m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	17,184 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2,671,975
イ 処理場更新事業	15,000
ウ 雨水管渠更新事業	28,570
エ ポンプ場築造事業	26,628
オ ポンプ場更新事業	241,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業収益	4,123,169
第1項 営 業 収 益	1,300,533
第2項 営 業 外 収 益	2,373,308
第3項 特 別 利 益	449,328

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 下水道事業費用	3,944,096
第1項 営 業 費 用	2,670,188
第2項 営 業 外 費 用	599,187
第3項 特 別 損 失	664,721
第4項 予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,416,358千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	3,169,887
第1項 企 業 債	2,022,000
第2項 負 担 金	275,387
第3項 国 庫 補 助 金	872,500

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出	4, 5 8 6, 2 4 5
第 1 項 建 設 改 良 費	3, 3 7 3, 2 9 9
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1, 2 0 9, 5 9 6
第 3 項 受 益 者 負 担 金 返 還 金	5 5 0
第 4 項 諸 支 出 金	2, 8 0 0

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
平成 2 8 年度水洗便所等改造資金 融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成 2 9 年 4 月 1 日 至 平成 3 4 年 3 月 3 1 日	2 1 1
平成 2 8 年度水洗便所等改造資金 助成金	自 平成 2 8 年 4 月 1 日 至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日	1, 9 0 0
平成 2 8 年度浄化槽雨水貯留施設 転用補助金	自 平成 2 8 年 4 月 1 日 至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日	1 5 0
下水道台帳システム更新業務委託	自 平成 2 8 年 4 月 1 日 至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日	5 4, 0 0 0
下水道台帳システムデータ抽出業 務委託	自 平成 2 8 年 4 月 1 日 至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日	2, 1 6 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共 下水道事業	1, 6 8 7, 5 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、 その融通条件に より、銀行その 他の場合には、 その債権者との 協定によるもの とする。 ただし、財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は繰上償還若し は低利に借換え することができる。
流域下水道事業	3 3 4, 5 0 0			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	277,270

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、579,395千円である。

伊勢市告示第 34 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 20 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人 暖家
所在地 多気郡多気町土屋 288 番地
- 2 事業所の名称及び所在地
名称 相談支援事業所 かすみ草
所在地 伊勢市村松町 4785 番地 3
- 3 指定の年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- 4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
計画相談支援
障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者
特定なし

6 事業所番号

特定相談支援 2430800801

障害児相談支援 2470800174

伊勢市告示第 35 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	西 13 号線	二見町西字野中 1007 番 7 地先から 二見町西字野中 1004 番 89 地先まで	旧	0.6～0.6	13.8
			新	3.0～5.6	13.8

伊勢市告示第 36 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
西 13 号線	二見町西字野中 1007 番 7 地先から 二見町西字野中 1004 番 89 地先まで	平成 28 年 3 月 29 日

伊勢市告示第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 3 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 規約に定める目的

変更前

本会は、下記に挙げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報・回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

変更後

- 1 本会は、会員相互および対外的な諸団体との協力・協調のもとに会員の教養を高め、地域生活環境の整備や防災などに努め、又、行政との協議・協力をすすめつつ住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。
- 2 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 広報・回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦に関する事。

- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (3) 公民館等、施設の維持管理に関する事。
- (4) 農政部会との協力・協調に関する事。
- (5) 各種団体との連絡調整に関する事。
- (6) 行政情報の活用および行政との連絡協議に関する事。
- (7) 伝統行事の保存と承継に関する事。
- (8) 自主防災に関する事。
- (9) その他目的達成に必要な事業に関する事。

2 区域

変更前

本会の区域は、西豊浜町 37 番地から 1351 番地、1369 番地、1370 番地から 1390 番地、1393 番地から 1427 番地、1439 番地から 1600 番地、1637 番地から 1760 番地、1765 番地、1770 番地の区域とする。

(但し、増員の場合は、区域を拡張する。)

変更後

本会の区域は、下記に挙げる区域とする。

西豊浜町 37 番地から 1351 番地まで、1369 番地、1370 番地から 1390 番地まで、1393 番地から 1427 番地まで、1439 番地から 1600 番地まで、1637 番地から 1765 番地まで、1770 番地の区域とする。但し、増員の場合は、区域を拡張する。

3 規約に定める解散の事由

変更前

- 1 本会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以

上の承認を得なければならない。

変更後

- 1 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

伊勢市告示第 38 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項及び第 49 条の 7 第 1 項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第 49 条の 4 第 3 項の規定及び同法第 49 条の 7 第 2 項において準用する同法第 49 条の 4 第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

	所在地	名称	指定緊急 避難場所		指 定 避 難 所	安全度 ランク
			津波 以外	津波		
1	宇治館町 510 番地	県営総合競技場体育館（別館）	○	-	-	☆☆☆
2	宇治今在家町 511 番地	伊勢市立高麗広公民館（ふれあい工房）	○	-	-	▲
3	宇治浦田 2 丁目 16 番 43 号	伊勢市立進修小学校校舎	○	○	-	☆☆☆
4	宇治浦田 2 丁目 16 番 43 号	伊勢市立進修小学校体育館	○	○	○	☆☆☆

5	中村町 458 番地	伊勢市立五十鈴中 学校校舎	○	○	-	☆☆☆
6	中村町 458 番地	伊勢市立五十鈴中 学校体育館	○	○	○	☆☆☆
7	久世戸町 5 番地	伊勢市立修道小学 校校舎	○	○	-	☆☆☆
8	久世戸町 5 番地	伊勢市立修道小学 校体育館	○	○	○	☆☆☆
9	岡本 1 丁目 18 番 21 号	伊勢市立明倫小学 校校舎	2 階 以上	2 階 以上	-	☆☆
10	岡本 1 丁目 18 番 21 号	伊勢市立明倫小学 校体育館	○	-	○	▲
11	岩淵 1 丁目 2 番 29 号	いせ市民活動セン ター	2 階	2 階	○	☆☆
12	岩淵 1 丁目 13 番 15 号	伊勢市観光文化会 館	2 階 以上	2 階 以上	○	☆☆
13	船江 2 丁目 2 番 5 号	伊勢市立有緝小学 校校舎	2 階 以上	2 階 以上	-	☆☆
14	船江 2 丁目 2 番 5 号	伊勢市立有緝小学 校体育館	-	-	○	-
15	一之木 5 丁目 5 番 3 号	伊勢市立厚生中学 校校舎	2 階 以上	2 階 以上	-	☆☆
16	一之木 5 丁目 5 番 3 号	伊勢市立厚生中学 校体育館	-	-	○	-
17	一志町 1 番 4 号	伊勢市立厚生小学	2 階	2 階	-	☆☆

		校校舎	以上	以上		
18	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校 校体育館	○	-	○	▲
19	八日市場町13番 1号	伊勢市福祉健康セ ンター	○	○	○	☆☆
20	八日市場町13番 13号	サンライフ伊勢	○	○	○	☆☆☆
21	常盤3丁目10番 19号	伊勢市立早修小学 校校舎	○	○	-	☆☆☆
22	常盤3丁目10番 19号	伊勢市立早修小学 校体育館	○	○	○	☆☆☆
23	浦口3丁目13番 1号	宇治山田高等学校 校舎	○	○	-	☆☆☆
24	浦口3丁目13番 1号	宇治山田高等学校 体育館	○	○	-	☆☆☆
25	常盤2丁目4番 40号	伊勢市子育て支援 センターきらら館	-	2階 テラ スの み	-	☆☆
26	二俣1丁目2番 17号	伊勢市立中島小学 校校舎	2階 以上	2階 以上	-	☆☆
27	二俣1丁目2番 17号	伊勢市立中島小学 校体育館	-	-	○	-
28	二俣4丁目5番 3号	伊勢市立宮川中学 校校舎	○	○	-	☆☆☆

29	二俣 4 丁目 5 番 3 号	伊勢市立宮川中学 校体育館	○	○	○	☆☆☆
30	浦口町	三郷山	-	○	-	▲
31	神社港 294 番地	伊勢市立神社小学 校校舎	2 階	2 階	-	▲
			3 階 以上	3 階 以上	-	☆☆
32	神社港 294 番地	伊勢市立神社小学 校体育館	○	-	○	▲
33	竹ヶ鼻町 100 番 地	伊勢市立港中学校 校舎	2 階	2 階	-	▲
			3 階 以上	3 階 以上	-	☆
34	竹ヶ鼻町 100 番 地	伊勢市立港中学校 体育館	-	-	○	-
35	竹ヶ鼻町 98 番地 2	竹ヶ鼻第一団地(東 棟)	-	2 階	-	▲
			-	3 階 以上	-	☆☆
36	竹ヶ鼻町 99 番地 5	竹ヶ鼻第一団地(西 棟)	-	2 階	-	▲
			-	3 階 以上	-	☆☆
37	竹ヶ鼻町 100 番 地	シンフォニアテク ノロジー 総合ビル	-	2 階 以上	-	☆
38	神社港 107 番地 5	シンフォニアテク ノロジー 五十鈴寮	-	2 階	-	▲
			-	3 階 以上	-	☆☆

39	小木町 538 番地	イオンタウン伊勢 ララパーク	-	屋上 駐車 場	-	☆
40	小木町 249 番地 6	アンジュール小木 II	-	2階	-	▲
			-	3階 以上	-	☆☆
41	馬瀬町 850 番地	わが家 伊勢	-	2階	-	▲
			-	屋上	-	☆
42	大湊町 98 番地 5	大湊地区コミュニ ティセンター	-	2階	-	▲
			-	屋上	-	☆
43	大湊町 1118 番地 194	伊勢市立大湊小学 校校舎	2階 以上	2階 以上	-	☆☆
44	大湊町 1118 番地 194	伊勢市立大湊小学 校体育館	○	-	○	▲
45	大湊町 1126 番地	三重県下水道公社 宮川浄化センター	-	2階 以上	-	☆
46	大湊町 106 番地 2	明神ポンプ場	-	3階 以上	-	☆
47	大湊町 528 番地 1	大湊町津波避難施 設	-	○	-	☆☆
48	神田久志本町 1645 番地	伊勢市立倉田山中 学校校舎	-	○	-	▲
49	神田久志本町 1645 番地	伊勢市立倉田山中 学校体育館	○	○	○	☆☆☆
50	神田久志本町	伊勢高等学校校舎	○	○	-	☆☆☆

	1703 番地 1					
51	神田久志本町 1703 番地 1	伊勢高等学校体育館	-	○	-	▲
52	神久 2 丁目 7 番 18 号	伊勢工業高等学校 校舎	2 階	2 階	-	▲
			3 階 以上	3 階 以上	-	☆
53	神久 2 丁目 7 番 18 号	伊勢工業高等学校 体育館	○	-	-	▲
54	黒瀬町 562 番地 12	伊勢市生涯学習セ ンター	○	○	○	☆☆☆
55	黒瀬町 1880 番地	黒瀬市民館	-	2 階 以上	-	▲
56	黒瀬町 1193 番地	宇治山田商業高等 学校校舎	○	○	-	☆☆☆
57	黒瀬町 1193 番地	宇治山田商業高等 学校体育館	○	○	-	☆☆☆
58	黒瀬町 1648 番地	伊勢市立浜郷小学 校校舎	2 階	2 階	-	▲
			3 階 以上	3 階 以上	-	☆
59	黒瀬町 1648 番地	伊勢市立浜郷小学 校体育館	○	-	○	▲
60	一色町 1490 番地 4	一色町津波避難施 設	-	○	-	☆☆
61	神田久志本町 1560 番地	伊勢まなび高等学 校管理普通教室棟	-	2 階 以上	-	▲

62	楠部町 156 番地 1	倉田山公園	-	○	-	☆☆☆
63	神田久志本町 1704 番地	皇学館大学第一グ ラウンド	-	○	-	☆☆☆
64	旭町 349 番地	伊勢市立宮山小学 校体育館	-	-	○	-
65	前山町 355 番地 4	宮本地区コミュニ ティセンター	○	-	-	☆☆☆
66	佐八町 2287 番地	伊勢市立佐八小学 校校舎	○	-	-	☆☆☆
67	佐八町 2287 番地	伊勢市立佐八小学 校体育館	○	-	○	☆☆☆
68	西豊浜町 1779 番 地	伊勢市立豊浜西小 学校校舎	2階 以上	2階 以上	-	☆☆
69	西豊浜町 1779 番 地	伊勢市立豊浜西小 学校体育館	-	-	○	-
70	西豊浜町 2736 番 地	伊勢市立豊浜中学 校校舎	2階	2階	-	▲
			3階 以上	3階 以上	-	☆
71	西豊浜町 2736 番 地	伊勢市立豊浜中学 校体育館	-	-	○	-
72	西豊浜町 3657 番 地 3	小川町民会館	-	2階	-	▲
			-	屋上	-	☆
73	東豊浜町 299 番 地	伊勢市立豊浜東小 学校校舎	2階	2階	-	▲
			3階	3階	-	☆

			以上	以上		
74	東豊浜町 299 番地	伊勢市立豊浜東小学校体育館	-	-	○	-
75	東豊浜町 1089 番地	東豊浜町土路区町民会館	-	2階	-	▲
76	西豊浜町 653 番地	伊勢広域環境組合清掃工場	-	2階のみ	-	☆☆
77	植山町 245 番地 1	伊勢広域環境組合クリーンセンター	-	2階のみ	-	☆☆
78	村松町 3292 番地	伊勢市立北浜小学校校舎	2階	2階	-	▲
			3階以上	3階以上	-	☆
79	村松町 3292 番地	伊勢市立北浜小学校体育館	○	-	○	▲
80	有滝町 2638 番地	有滝町民会館	-	2階	-	▲
			-	屋上	-	☆
81	有滝町 2613 番地	有滝町津波避難施設	-	○	-	☆☆
82	東大淀町 15 番地	伊勢市立北浜中学校校舎	2階以上	2階以上	-	☆☆
83	東大淀町 15 番地	伊勢市立北浜中学校体育館	○	-	○	▲
84	東大淀町 351 番地	伊勢市立東大淀小学校校舎	2階以上	2階以上	-	☆☆

85	東大淀町 351 番地	伊勢市立東大淀小学校体育館	○	-	○	▲
86	柏町 528 番地	柏町民会館	-	2 階	-	▲
87	東大淀町 201 番地 1	東大淀町民会館	-	2 階	-	▲
88	村松町 1379 番地 1	海恵の宿	-	2 階	-	▲
			-	3 階以上	-	☆
89	村松町 4485 番地 1	村松町津波避難施設	-	○	-	☆☆
90	上地町 1478 番地	伊勢市立城田小学校校舎	○	○	-	☆☆☆
91	上地町 1478 番地	伊勢市立城田小学校体育館	○	○	○	☆☆☆
92	栗野町 777 番地	伊勢市立城田中学校校舎	2 階以上	2 階以上	-	☆☆
93	栗野町 777 番地	伊勢市立城田中学校体育館	-	-	○	-
94	川端町 97 番地 2	尾崎峯堂記念館	○	-	-	☆☆☆
95	楠部町 2484 番地	伊勢市立四郷小学校校舎	2 階以上	2 階以上	-	☆☆
96	楠部町 2484 番地	伊勢市立四郷小学校体育館	-	-	○	-
97	一字田町 891 番地 1	伊勢市立しごうこども園	○	-	-	☆☆☆

98	楠部町乙 160 番地 2	イオン伊勢店	-	屋上 駐車場	-	☆☆
99	上野町 823 番地	伊勢市立沼木中学校校舎	○	-	-	☆☆☆
100	上野町 823 番地	伊勢市立沼木中学校体育館	○	-	○	☆☆☆
101	上野町 2841 番地 2	伊勢市立上野小学校校舎	○	-	-	☆☆☆
102	上野町 2841 番地 2	伊勢市立上野小学校体育館	○	-	○	☆☆☆
103	矢持町下村 426 番地	みどり保育園	○	-	-	▲
104	二見町茶屋 348 番地	二見老人福祉センター	2階	2階	-	▲
105	二見町茶屋 209 番地	伊勢市立二見公民館	2階	2階	-	☆
106	二見町溝口 516 番地 1	溝口会館	-	2階	-	▲
107	二見町荘 1500 番地	伊勢市立二見小学校校舎	2階	2階	-	▲
			3階以上	3階以上	-	☆
108	二見町荘 1500 番地	伊勢市立二見小学校体育館	○	-	○	▲

109	二見町荘 2037 番地 2	伊勢市立二見中学校校舎	2階以上	2階以上	-	☆☆
110	二見町荘 2037 番地 2	伊勢市立二見中学校校体育館	○	-	○	▲
111	二見町西 866 番地	西コミュニティセンター	-	2階	-	☆
112	二見町今一色 3 番地	伊勢市立今一色小学校校舎	2階	2階	-	▲
			屋上	屋上	-	☆
113	二見町今一色 3 番地	伊勢市立今一色小学校体育館	○	-	○	▲
114	二見町今一色 120 番地	今一色コミュニティセンター	-	2階	-	▲
			-	屋上	-	☆
115	二見町光の街 1019 番地 4	光の街コミュニティセンター	-	○	-	▲
116	二見町今一色 874 番地 516	今一色津波避難タワー	-	○	-	☆
117	二見町西 185 番地 58	県営住宅(五十鈴川団地)	-	2階	-	▲
			-	3階以上	-	☆☆
118	二見町茶屋 104 番地 5	茶屋区防災センター	-	2階	-	▲
			-	3階	-	☆
119	二見町三津 1164 番地 16	安土桃山文化村駐車場	-	○	-	☆☆☆
120	二見町三津 855 番地	シルバーケア豊壽園	-	2階以上	-	▲

121	二見町西 1122 番地	西農業研修センター	-	2階	-	▲
			-	屋上	-	☆
122	二見町西 1017 番地 363	カーサ二見 A	-	2階 以上 階段 通路	-	☆☆
123	二見町西 1017 番地 363	カーサ二見 B	-	2階 以上 階段 通路	-	☆☆
124	二見町茶屋	音無山	-	○	-	▲
125	二見町三津 1210 番地 2	緑の一里塚二見ヶ浦ステーション	-	○	-	☆☆☆
126	二見町江 1659 番地	太江寺境内	-	○	-	▲
127	小俣町元町 536 番地	小俣保健センター	2階	2階	-	☆☆
128	小俣町元町 663 番地 1	伊勢市立小俣小学校校舎	2階 以上	2階 以上	-	☆☆
129	小俣町元町 663 番地 1	伊勢市立小俣小学校体育館	-	-	○	-
130	小俣町相合 750 番地	伊勢市立小俣中学校校舎	2階 以上	2階 以上	-	☆☆
131	小俣町相合 750 番地	伊勢市立小俣中学校体育館	-	-	○	-

132	小俣町本町 3 番地	伊勢市小俣農村環境改善センター	2 階	2 階	-	☆☆
133	野村町字里前中道東 5 の 3	小俣北部公民館	-	○	-	☆☆☆
134	小俣町明野 1481 番地	明野高等学校校舎	○	○	-	☆☆☆
135	小俣町明野 1481 番地	明野高等学校体育館	○	○	-	☆☆☆
136	小俣町明野 1939 番地	伊勢市立明野小学校校舎	○	○	-	☆☆☆
137	小俣町明野 1939 番地	伊勢市立明野小学校体育館	○	○	○	☆☆☆
138	小俣町新村 605 番地	大仏山公園	-	○	-	☆☆☆
139	御菌町長屋 1074 番地 9	伊勢市立御菌小学校校舎	2 階以上	2 階以上	-	☆☆
140	御菌町長屋 1074 番地 9	伊勢市立御菌小学校体育館	○	-	○	▲
141	磯町 2225 番地	伊勢市立御菌中学校校舎	2 階以上	2 階以上	-	☆
142	磯町 2225 番地	伊勢市立御菌中学校体育館	○	-	○	▲
143	御菌町長屋 2767 番地	伊勢市ハートプラザみその	2 階	2 階	○	☆
144	御菌町上條 1173	伊勢市御菌 B & G	-	-	○	-

	番地 1	海洋センター				
145	御菌町高向 731 番地	伊勢市立御菌第二 保育園	2階	2階	-	☆☆
146	御菌町高向 686 番地 8	伊勢市立新高公民 館	-	2階	-	☆
147	御菌町高向 2589 番地 1	伊勢市立高向公民 館	-	2階	-	☆☆
148	御菌町長屋 260 番地 1	伊勢市立上長屋公 民館	-	2階	-	☆☆
149	御菌町長屋 1074 番地 1	伊勢市立中長屋公 民館	-	2階	-	☆
150	御菌町長屋 1599 番地 2	伊勢市立下長屋公 民館	-	2階	-	☆
151	御菌町王中島 594 番地	伊勢市立王中島公 民館	-	2階	-	☆
152	御菌町王中島 23 番地	ゆたか幼稚園	-	2階	-	▲
			-	3階 以上	-	☆
153	御菌町新開 941 番地	伊勢市立新開公民 館	-	2階	-	▲
154	御菌町上條 88 番 地	伊勢市立上條公民 館	-	2階	-	▲
155	御菌町小林 343 番地	伊勢市立小林公民 館	-	2階	-	▲
			-	3階 以上	-	☆

156	御菌町小林 1612 番地	小林ポンプ場	-	3階 以上	-	☆☆
157	御菌町上條 1469 番地 5	マンション大山	-	2階	-	▲
			-	3階	-	☆
158	御菌町上條 1469 番地 8	アビーロード	-	2階	-	▲
			-	3階 以上	-	☆☆
159	御菌町上條 1469 番地 1	アルタイル	-	2階	-	▲
			-	3階 以上	-	☆☆
160	御菌町新開 712 番地	マエストロ御菌	-	2階	-	▲
			-	3階 以上	-	☆☆
161	御菌町上條 1244 番地	マンションK & K	-	2階	-	▲
			-	3階 以上	-	☆☆
162	御菌町上條 1473 番地	マンションM & E	-	2階	-	▲
			-	3階 以上	-	☆☆

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じ
てできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定し
たものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

伊勢市告示第 39 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 北 忠 秀

伊勢市神菌町 1103 番地

変更後 浅 井 忠 興

伊勢市神菌町 451 番地 1

伊勢市告示第 40 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	御 菌 53 号 線	大世古 4 丁目 474 番地先から 大世古 4 丁目 427 番地先まで	旧	5.4～6.9	150.0
			新	15.0～25.0	150.0

伊勢市告示第 41 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
御 菌 53 号 線	大世古 4 丁目 474 番地先から 大世古 4 丁目 427 番地先まで	平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市告示第 42 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号) 第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成27年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

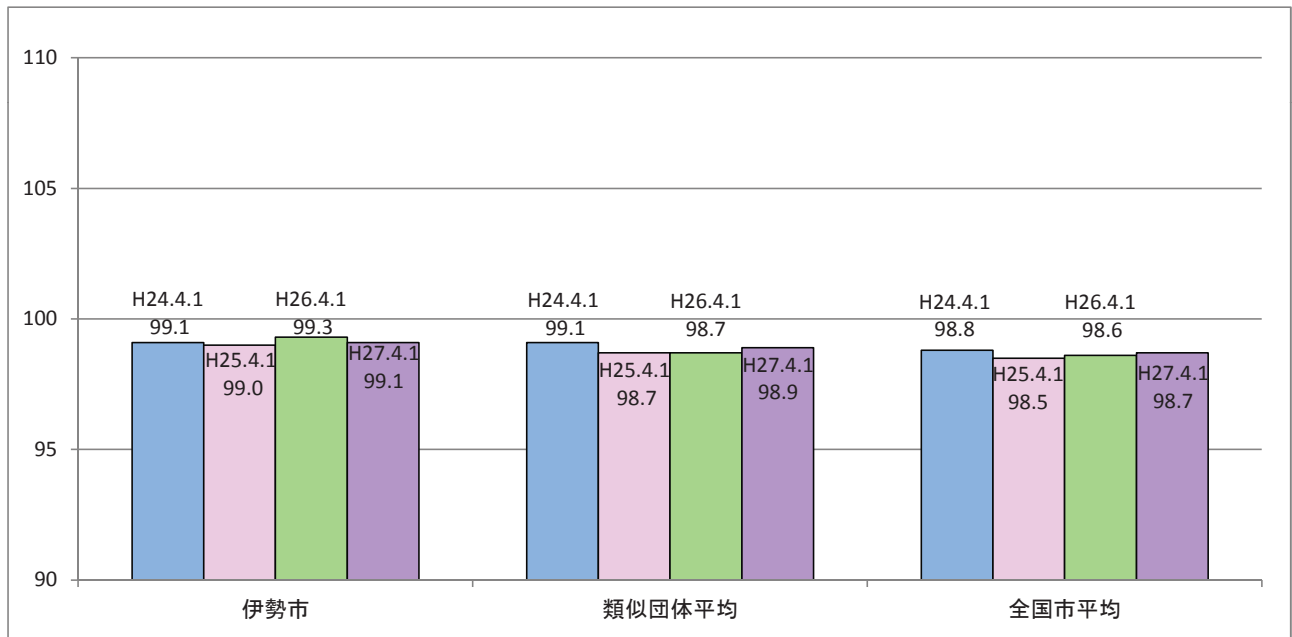
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度人件費率
26年度	人 130,865	千円 45,196,680	千円 2,097,742	千円 8,133,326	% 18.0	% 16.8

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 947	千円 3,562,399	千円 705,187	千円 1,323,072	千円 5,590,658	千円 5,904	千円 6,184

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（平成27年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
 (平成27年4月1日実施)

2 一般行政職給料表の状況(平成27年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
最高号給の給料月額	244,900	301,900	347,700	378,700	390,700	407,900	442,600

3 一般行政職給料表の状況(平成27年4月1日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	41.9 歳	325,700 円	424,192 円	348,848 円
三重県	45.3 歳	345,765 円	442,399 円	—
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.5 歳	324,351 円	410,268 円	366,141 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	50.1歳	121人	335,900円	363,315円	346,487円
うち用務員	51.9歳	12人	343,800円	365,258円	357,050円
うち清掃職員	49.4歳	51人	337,300円	374,114円	353,614円
うち学校給食調理員	50.5歳	24人	336,500円	350,120円	339,604円
三重県	49.9歳	—	348,931円	400,527円	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円
類似団体	49.7歳	56人	327,399円	374,353円	355,622円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	180,800 円	180,800 円	181,200 円
	高校卒	151,800 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	149,000 円	146,500 円	－ 円
消 防 職	大学卒	193,500 円	－ 円	－ 円
	高校卒	163,600 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成27年4月1日現在)

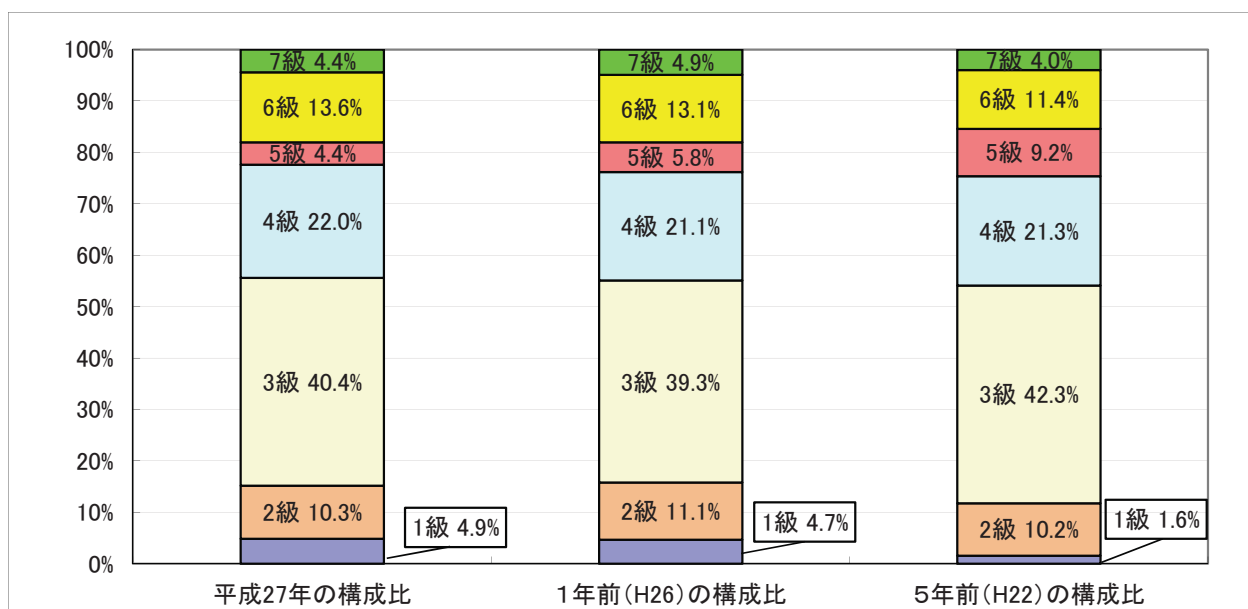
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	259,950 円	301,483 円	340,000 円
	高校卒	215,300 円	257,480 円	309,325 円
技能労務職	高校卒	221,700 円	274,300 円	291,800 円
	中学卒	－ 円	250,600 円	288,300 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	22 人	4.9 %
2 級	職 員	47 人	10.3 %
3 級	主 事	184 人	40.4 %
4 級	係 長	100 人	22.0 %
5 級	課長補佐	20 人	4.4 %
6 級	課 長	62 人	13.6 %
7 級	部 長	20 人	4.4 %
	合 計	455 人	100.0 %

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、昇給日前1年間にかかる当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明(意見等)を得て行うこととしています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市		三重県		国	
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,385 千円		1人当たり平均支給額(平成26年度) 15,760 千円		-	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		9,148千円			
(定年ほか)		21,724千円			

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成26年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		475 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		475 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	18 %	1 人	18 %

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		27,240 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(平成26年度決算)		33,506 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		49.0 %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	産業支援課職員 維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	329,166 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	386 千円
支給実績(25年度決算)	331,389 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	386 千円

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の1人目 11,000円 16～22歳の子、孫に対し 5,000円加算 	同じ		111,013 千円	241,857 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円 	同じ		36,473 千円	291,784 円
通勤手当	<p>公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)</p> <p>交通用具(自転車等) 利用者</p> <p>2km未満 支給無し</p> <p>2～3km未満 2,500円</p> <p>3～4km未満 3,500円</p> <p>4～5km未満 4,300円</p> <p>5～6km未満 4,600円</p> <p>6～7km未満 4,900円</p> <p>7～8km未満 5,200円</p> <p>8～10km未満 5,500円</p> <p>10～15km未満 7,600円</p> <p>15～20km未満 9,000円</p> <p>20～25km未満 10,400円</p> <p>25～30km未満 11,800円</p> <p>30～35km未満 13,200円</p> <p>35～40km未満 14,600円</p> <p>40～45km未満 15,900円</p> <p>45～50km未満 17,700円</p> <p>50～55km未満 19,500円</p> <p>55～60km未満 21,300円</p> <p>60km以上 23,100円</p>	異なる	<p>交通用具利用者</p> <p>2km未満…支給無し</p> <p>2～5km未満…2,000円</p> <p>5～10km未満…4,200円</p> <p>10～15km未満…7,100円</p> <p>15～20km未満…10,000円</p> <p>20～25km未満…12,900円</p> <p>25～30km未満…15,800円</p> <p>30～35km未満…18,700円</p> <p>35～40km未満…21,600円</p> <p>40～45km未満…24,400円</p> <p>45～50km未満…26,200円</p> <p>50～55km未満…28,000円</p> <p>55～60km未満…29,800円</p> <p>60km以上…31,600円</p>	52,047 千円	67,770 円
休日給	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100 	同じ		56,767 千円	485,188 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100 	同じ		28,545 千円	198,229 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	57,529 千円	605,568 円
管理職員特別勤務手当	<p>(管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 <p>(管理職員が休祝日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 3,500円 ・部長職1回 4,300円 <p>(6時間超の場合は150/100を乗じる)</p>	異なる	<p>(休祝日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 <p>(休祝日以外の日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 <p>(6時間を超えた場合は150/100を乗じる)</p>	5,932 千円	58,157 円

6 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,070,000 円 / 465,500 円
	副 市 長	780,000 円	879,000 円 / 481,000 円
報酬	議 長	564,000 円	760,000 円 / 432,000 円
	副 議 長	506,000 円	670,000 円 / 390,000 円
	議 員	448,000 円	620,000 円 / 355,000 円
期末手当	市 長	(平成26年度支給割合) 4.1 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	4.1 月分	・役職加算 20%
	議 長	(平成26年度支給割合) 3.1 月分	・役職加算 20%
	副 議 長	3.1 月分	・役職加算 20%
	議 員	3.1 月分	・役職加算 20%
退職手当	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎

7 職員数の状況

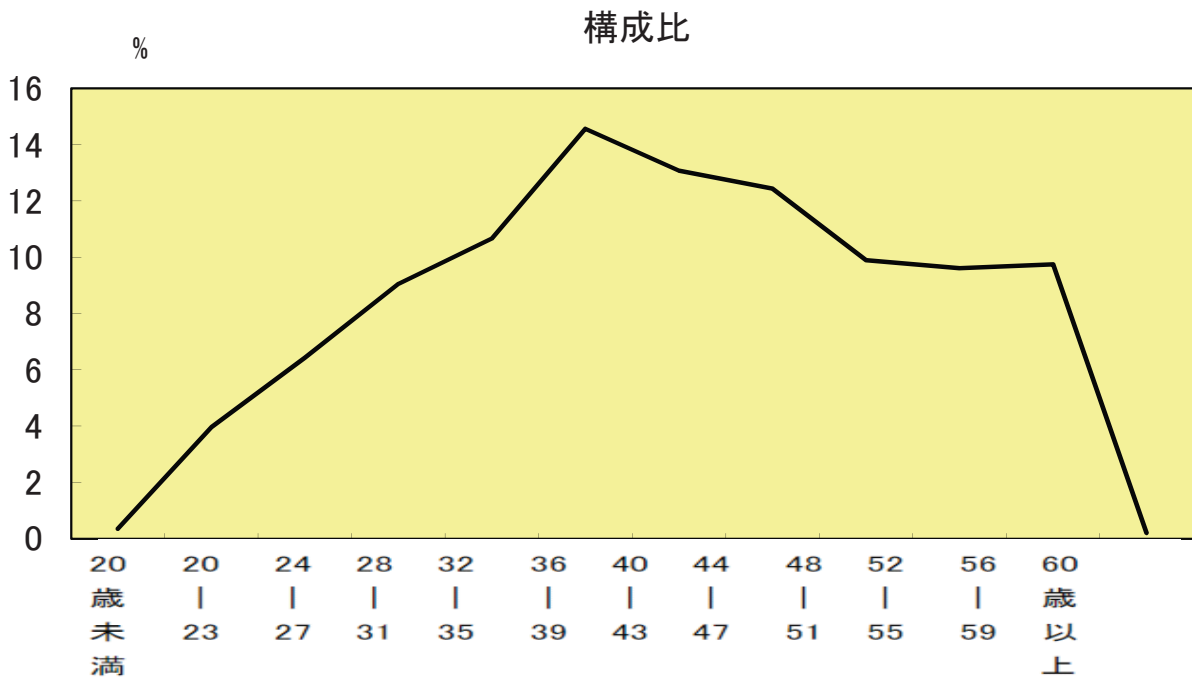
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成26年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減 ・組織の見直しによる増
	総 務	155	152	3	
	税 務	47	50	▲ 3	
	民 生	199	198	1	
	衛 生	95	99	▲ 4	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	24	24	0	
	商 工	30	26	4	
	土 木	84	83	1	
	小 計	643	641	2	
特 別 行 部 政 門	教 育	107	119	▲ 12	・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減 ・救急体制強化による増
	消 防	196	189	7	
	小 計	303	308	▲ 5	
公 営 会 企 業 計 等 部 門	病 院	357	337	20	・医師、医療技術職、看護師の採用による増
	水 道	35	36	▲ 1	
	下 水 道	35	35	0	
	そ の 他	42	40	2	
	小 計	469	448	21	
合 計		1,415	1,397	18	

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	56人	91人	128人	151人	206人	185人	176人	140人	136人	138人	3人	1,415人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	709	676	657	640	641	643	▲66 (▲9.3%)
教育	147	138	131	123	119	107	▲40 (▲27.2%)
消防	189	189	189	189	189	196	7 (3.7%)
普通会計	1,045	1,003	977	952	949	946	▲99 (▲9.5%)
公営企業等会計	456	439	434	438	448	469	13 (2.9%)
総合計	1,501	1,442	1,411	1,390	1,397	1,415	▲86 (▲5.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に 占める職員給与費比率
26年度	千円 2,377,181	千円 430,239	千円 265,163	% 11.2	% 14.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	37人	千円 148,918	千円 22,704	千円 69,633	千円 241,255	千円 6,520

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,219

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	47.4 歳	352,220 円	520,874 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(一般会計)		
1人当たり平均支給額(平成26年度)			1人当たり平均支給額(平成26年度)		
1,530 千円			1,385 千円		
(平成26年度支給割合)			(平成26年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
計	2.60 月分	1.50 月分	計	2.60 月分	1.50 月分
計	(1.45) 月分	(0.70) 月分	計	(1.45) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 千円			1人当たり平均支給額 (自己都合) 9,148千円		
(定年ほか) 20,496千円			(定年ほか) 21,724千円		

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成26年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		1,099 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		29,689 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		94.6 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤・機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	9,388 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	276 千円
支給実績(25年度決算)	11,347 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	334 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	5,456 千円	202,056 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	2,323 千円	331,800 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	2,913 千円	91,016 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	1,506 千円	502,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	21 千円	7,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	3,784,358	50,146	273,275	7.2%	9.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
26年度	34人	120,439	22,198	45,388	188,025	5,530

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,190

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	40.9 歳	329,627 円	484,974 円
団体平均	43.9 歳	346,189 円	515,436 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成26年度)				1人当たり平均支給額(平成26年度)			
1,335 千円				1,385 千円			
(平成26年度支給割合)				(平成26年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.60 月分	計	1.50 月分	計	2.60 月分	計	1.50 月分
計	(1.45) 月分	計	(0.70) 月分	計	(1.45) 月分	計	(0.70) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(全体)			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分		勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分		勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分		最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)				(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			
1人当たり平均支給額 (自己都合)		退職者なし		1人当たり平均支給額 (自己都合)		9,148千円	
(定年ほか)		退職者なし		(定年ほか)		21,724千円	

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成26年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		29 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		3,525 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		23.5 %	
手当の種類(手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	下水道職員	庁外において、滞納整理事務に直接従事したとき	日額 400円
		庁外において、公共事業に必要な土地等の取得のため所有者に接し買収等の交渉事務に従事したとき	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分の作業に従事したとき	日額 500円
		下水道法による立入検査に従事したとき	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	8,619 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	287 千円
支給実績(25年度決算)	6,139 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	192 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			6,363 千円	244,712 円
住居手当	一般会計に同じ			1,782 千円	297,000 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,888 千円	96,260 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,455 千円	613,639 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			63 千円	15,750 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,690 千円	84,070 円
管理職手当	一般会計に同じ			1,909 千円	636,460 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			43 千円	14,333 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	8,028,009	2,014,469	3,514,314	43.8	61.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	342人	1,309,057	594,798	522,162	2,426,017	7,094

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,789

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市 (病院事業)	医師	42.1 歳	532,722 円	1,470,022 円
	看護師	41.4 歳	315,561 円	478,544 円
	事務職	40.2 歳	327,457 円	505,249 円
全国市町村平均	医師	44.6 歳	564,750 円	1,389,096 円
	看護師	38.8 歳	288,414 円	456,203 円
	事務職	43.1 歳	328,980 円	502,010 円
事業者		66.0 歳		2,050,188 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(病院事業)			伊勢市(一般会計)		
1人当たり平均支給額(平成26年度)			1人当たり平均支給額(平成26年度)		
1,530 千円			1,385 千円		
(平成26年度支給割合)			(平成26年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.50 月分		2.60 月分	1.50 月分	
計 (1.45) 月分	(0.70) 月分		計 (1.45) 月分	(0.70) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から事務部管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (平成27年4月1日現在)

伊勢市(病院事業)			伊勢市(全体)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	1,337千円	1人当たり平均支給額	(自己都合)	9,148千円
	(定年ほか)	20,044千円		(定年ほか)	21,724千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成26年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		34,764 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		869,098 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	15 %	40 人	4 %

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)		305,032 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		886,720 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		15種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師	月額 200,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長	月額 140,000円
		理事、医療部長、健診センター長及び医療技術部長 科部長及び科副部長 医長及び医員	月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する 医師及び歯科医師	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、手術、人工透析業務に従事した場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、一般技術員、栄養士、看護補助者及び調理師	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 3,300円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、自宅等で待機をした場合	待機1回につき、1,200円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。)の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき 当番日の待機
			一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	病棟に勤務する看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
	手術室又は栄養管理室に勤務する職員	休日、早番又は遅番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	132,388 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	412 千円
支給実績(25年度決算)	116,644 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	383 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			30,105 千円	221,354 円
住居手当	一般会計に同じ			21,448 千円	315,401 円
通勤手当	一般会計に同じ			20,635 千円	73,434 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・副院長 146,400円 ・医師部長級 90,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 医療職俸給表(一) 5級(伊勢副院長、医師部長級) <ul style="list-style-type: none"> ・1種 146,400円 行政職俸給表(一) 7級(伊勢部長級) <ul style="list-style-type: none"> ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 行政職俸給表(一) 6級(伊勢課長級) <ul style="list-style-type: none"> ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	19,071 千円	866,837 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 10,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	同じ		806 千円	38,346 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			23,859 千円	169,206 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 平日20,000円 休日25,000円 月3回以上30,000円 ・その他職員 1回 5,900円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 20,000円 ・その他病院職員 1回 5,900円 	19,142 千円	290,022 円

9 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

10 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成26年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	7	7
教 育	0	0	2	2
合 計	0	0	9	9

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（平成26年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	1	0	3	0	4
教 育	0	0	0	0	0
合 計	1	0	3	0	4

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

11 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関する等の政治的行為が禁止されています。

12 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修実施状況（平成26年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
部長級研修	18	1
部・課長級研修	100	1
課長職研修	71	1
新任課長研修	12	1
課長補佐級・係長級研修	169	1
新任係長研修	19	1
保育所長研修	15	1
主任保育士研修	17	1
一般・主事級研修	178	1
一般・主事級研修②	166	1
一般職研修	32	1
平成24年度新規採用職員研修 (コミュニケーション研修)	6	1
新規採用職員研修(採用時研修)	32	5
新規採用職員研修(公務員倫理)	16	1
新規採用職員研修(事業創造研修)	34	2
新規採用職員研修(総合案内研修)	17	1
新規採用職員研修(人権研修)	33	1
新規採用職員研修(ごみ資源収集体験研修)	20	1
新規採用職員研修(道路維持パトロール研修)	17	1
新規採用職員研修(福祉施設体験研修)	19	2
副主任研修	3	1
技能労務職員研修	50	1
目からうろこ研修	100	1
庶務事務研修	137	1
セクシュアル・ハラスメント防止研修	33	1
人材育成カレッジ	1,387	50
計	2,701	

②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
市町総合事務組合	92
自治大学校	1
市町村アカデミー	1
国際文化アカデミー	5
日本経営協会(NOMA)	18
三重県地方自治研究センター	7
その他研修	20
合 計	144

(2) 職員の勤務評定の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (平成26年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	6,326千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

14 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（平成26年度実績）

業務の種類別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成28年3月17日

伊勢市教育委員会
委員長 中西康裕

記

- 1 日時 平成28年3月22日（火）午後7時00分
- 2 場所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第5号 平成28年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
 - 議案第6号 伊勢市教育委員会公告式規則等の一部改正について
 - 議案第7号 教育長職務代理者委員に係る職務の委任等に関する規則の制定について
 - 議案第8号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について
 - 議案第9号 就学等に関する規則の一部改正について
 - 議案第10号 伊勢市教育委員会文書管理規程の制定について
 - 議案第11号 伊勢市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について
 - 議案第12号 学校及び幼稚園施設使用規程の一部改正について

学校及び幼稚園施設使用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市教育委員会

委員長 中西 康 裕

伊勢市教育委員会告示第7号

学校及び幼稚園施設使用規程の一部を改正する告示

学校及び幼稚園施設規程（平成17年伊勢市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「伊勢市教育委員会様」を「(宛先)伊勢市教育委員会」

「代表者」を「使用責任者」に改める。
に、 「日中連絡先 電話番号」

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 28 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
214	大久保設備	松阪市駅部田町 400 番 地 1	平成 28 年 3 月 16 日